

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 7 月 5 日 (金) 第529号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (総務事務センター取扱い) 1

### 告 示

- 保安林の指定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 (森づくり推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産振興課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
- 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※) (監理課取扱い) 6

### 公 告

- 令和7年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告 (2件) (監理課取扱い) 6
- 落札者等の公告 (2件) (県立短期大学取扱い) 8
- (県立始良高等技術専門校取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 9

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 11

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第47号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年鹿児島県規則第3号) の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法 (昭和31年法律第118号) 第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

**鹿児島県告示第514号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
大島郡宇検村大字須古字宇津田341番
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第515号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和6年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
大島郡和泊町大字国頭字大工俣516番1
- 2 指定の目的  
潮害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第516号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和6年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の四616番から621番まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第517号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3304番1
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鹿児島県告示第518号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリデイサービスゆとり	指宿市東方1778番地	株式会社今宮	指宿市東方1778番地	今奈良 孝	令和 6 年 3 月 31 日	通所介護
社会福祉法人霧島市社会福祉協議会単人通所介護事業所	霧島市隼人町松永1434番地2	社会福祉法人霧島市社会福祉協議会	霧島市国分中央三丁目33番10号	福永 洵	令和 6 年 3 月 31 日	通所介護
デイサービスセンターつむぎ	大島郡瀬戸内町古仁屋下間原3-1	医療法人馨和会	大島郡瀬戸内町古仁屋大湊7	桂 久和	令和 6 年 3 月 31 日	通所介護
さくら園デイサービスセンター	大島郡知名町知名1952-1	社会福祉法人ともお会	大島郡知名町知名1952-1	本部 卓志	令和 6 年 3 月 31 日	通所介護
賀寿園	志布志市志布志町安楽2903番地1	社会福祉法人隆愛会	志布志市志布志町安楽2903番地1	玉利 道満	令和 6 年 3 月 31 日	短期入所生活介護
養護老人ホーム	出水市汐見町86	社会福祉法人鶴	出水市汐見町93	吉井 八郎	令和 6 年	特定施設

華の家	番地	寿会	番地		3月31日	入居者生活介護
合資会社下麦建材店	薩摩川内市大小路町67-3	合資会社下麦建材店	薩摩川内市大小路町67-3	下麦 昭一	令和6年3月31日	特定福祉用具販売
訪問介護グリーンライフ	南九州市穎娃町上別府4712番2	特定非営利活動法人GreenLife	南九州市穎娃町上別府4712番2	福島孝一郎	令和6年6月30日	訪問介護

## 鹿児島県告示第519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和6年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスセンターつむぎ	大島郡瀬戸内町古仁屋下間原3-1	医療法人徳洲会	大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号	東上 震一	令和6年4月1日	通所介護
リハビリデイサービスゆとり	指宿市東方1778番地	社会福祉法人希望の風福祉会	指宿市東方1778番地	今奈良 孝	令和6年4月1日	通所介護
ここから訪問看護リハビリケア鹿児島鹿屋	鹿屋市西原二丁目34番1号	株式会社ENO	鹿屋市西原二丁目34番1号	渡邊 兄祐	令和6年5月1日	訪問看護
訪問看護ステーションはっぴーone	鹿屋市寿八丁目16-14	株式会社純隆	鹿屋市新川町5450番地10	吉留 祐子	令和6年5月15日	訪問看護
ヘルパーステーションなないろ	志布志市有明町野井倉1337	一般社団法人レインボー	志布志市有明町野井倉1337	稲森 正美	令和6年5月22日	訪問介護
訪問看護ステーションCruto薩摩川内	薩摩川内市御陵下町29番3号	株式会社KAGOSHIMACruto	熊本県上益城郡嘉島町上仲間860番地1	那須 正剛	令和6年5月27日	訪問看護
デイサービスセンターグリーンライフ	鹿屋市串良町岡崎2793-1	株式会社チェリーサポート	鹿屋市串良町岡崎2793-1	中窪 孝	令和6年6月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和6年7月5日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
賀寿園	志布志市志布志町安楽2903番地1	社会福祉法人隆愛会	志布志市志布志町安楽2903番地1	玉利 道満	令和6年3月31日	介護予防短期入所生活介護
特別養護老人ホーム仙寿の里	大島郡伊仙町伊仙2571番地	社会福祉法人伊仙町社会福祉協議会	大島郡伊仙町伊仙2293番地1	松 満久	令和6年3月31日	介護予防短期入所生活介護

養護老人ホーム 華の家	出水市汐見町86 番地	社会福祉法人鶴 寿会	出水市汐見町93 番地	吉井 八郎	令和 6 年 3 月 31 日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
合資会社下麦建 材店	薩摩川内市大小 路町67-3	合資会社下麦建 材店	薩摩川内市大小 路町67-3	下麦 昭一	令和 6 年 3 月 31 日	特定介護 予防福祉 用具販売

## 鹿児島県告示第521号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
ここから訪問看 護リハビリケア 鹿児島鹿屋	鹿屋市西原二丁 目34番1号	株式会社ENO	鹿屋市西原二丁 目34番1号	渡邊 兄祐	令和 6 年 5 月 1 日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステー ションはっぴー one	鹿屋市寿八丁目 16-14	株式会社純隆	鹿屋市新川町 5450番地10	吉留 祐子	令和 6 年 5 月 15 日	介護予防 訪問看護
訪問看護ステー ションCruto薩 摩川内	薩摩川内市御陵 下町29番3号	株式会社KAG OSHIMAC r u t o	熊本県上益城郡 嘉島町上仲間 860番地1	那須 正剛	令和 6 年 5 月 27 日	介護予防 訪問看護

## 鹿児島県告示第522号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
15,000トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業	11,900トン
鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業	現行水準

## 鹿児島県告示第523号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。

また、当該届出に係る指定漁船調書を令和 6 年 7 月 5 日から同月 19 日まで甑島漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名

薩摩川内市下甑町手打1638番地 瀧津俊二  
 薩摩川内市下甑町長浜968番地18 山下哲郎  
 薩摩川内市下甑町長浜968番地15 下野貞幸

- 2 加入区  
下甑加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
甑島漁業協同組合

### 鹿児島県告示第524号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量及び基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 6 月 18 日から同年 9 月 6 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市

### 鹿児島県告示第525号

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱  
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 2 号 ア 中「7 年」を「10 年」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱第 3 条 第 2 号 ア の規定は、令和 6 年度以後の定期の資格審査及び令和 6 年度に行う定期の資格審査による効力発生日以後の随時の資格審査について適用し、当該効力発生日の前日までの随時の資格審査については、なお従前の例による。

## 公 告

令和 7 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者  
県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び日時

会 場	場 所	日 時	
		年 月 日	時 間
鹿児島会場	鹿児島県庁（行政庁舎）会議室 （鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和 6 年 8 月 5 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 6 年 8 月 6 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 6 年 8 月 7 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 6 年 8 月 9 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 6 年 8 月 20 日	9 : 00 ~ 17 : 00
		令和 6 年 8 月 22 日	9 : 00 ~ 17 : 00

		令和6年8月23日 令和6年8月27日 令和6年8月28日 令和6年8月30日 令和6年9月3日 令和6年9月4日 令和6年9月11日 令和6年9月18日 令和6年9月24日 令和6年9月25日 令和6年10月4日 令和6年10月17日	9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00 9:00~17:00
薩摩川内会場	鹿児島県北薩地域振興局本庁舎会議室(薩摩川内市神田町1番22号)	令和6年8月8日 令和6年8月19日 令和6年9月2日 令和6年9月20日 令和6年9月30日 令和6年10月8日 令和6年10月16日	10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30
加治木会場	鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎会議室(始良市加治木町諏訪町12番地)	令和6年8月6日 令和6年8月21日 令和6年9月17日 令和6年9月27日 令和6年10月1日 令和6年10月7日	10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30 10:00~16:30
鹿屋会場	鹿児島県大隅地域振興局本庁舎会議室(鹿屋市打馬二丁目16番6号)	令和6年8月15日 令和6年8月16日 令和6年8月26日 令和6年9月9日 令和6年9月10日 令和6年9月26日 令和6年10月2日 令和6年10月9日 令和6年10月15日	10:00~17:00 9:00~15:00 10:00~16:00 10:00~17:00 9:00~15:00 10:00~16:00 10:00~16:00 10:00~16:00 10:00~16:00
種子島会場	鹿児島県熊毛支庁会議室(西之表市西之表7590番地)	令和6年8月26日 令和6年9月27日	10:00~15:00 10:00~15:00
屋久島会場	鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所会議室(熊毛郡屋久島町安房650番地)	令和6年9月19日 令和6年9月20日	14:00~17:00 9:00~12:00
大島会場	鹿児島県大島支庁会議室(奄美市名瀬永田町17番3号)	令和6年8月1日 令和6年8月2日 令和6年9月12日 令和6年9月13日 令和6年10月3日 令和6年10月4日	13:00~17:00 9:00~12:00 13:00~17:00 9:00~12:00 13:00~17:00 9:00~12:00
徳之島会場	徳之島建設業会館会議室(大島郡徳之島町亀津7460番地)	令和6年9月5日 令和6年9月6日 令和6年10月10日 令和6年10月11日	13:00~17:00 9:00~12:00 13:00~17:00 9:00~12:00

令和 7 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告  
鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者  
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市 鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890 - 8577）	令和 6 年 10 月 18 日から同月 31 日ま でのそれぞれの日（県の休日を除 く。）。なお、郵送の場合は、令和 6 年 10 月 31 日の消印のあるものま で受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県立短期大学長 飯干明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ちゅう房調理器 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立短期大学事務局会計課  
鹿児島市下伊敷一丁目 52 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 6 年 6 月 11 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社川内厨房食器  
薩摩川内市原田町 18 番 21 号
- 5 落札金額  
41,668,000 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 6 年 4 月 26 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県立始良高等技術専門校長 新原浩之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
情報処理科職業訓練用機器の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県立始良高等技術専門校総務課  
始良市西餅田 1120 番地
- 3 落札者を決定した日  
令和 6 年 6 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C



東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

- 5 落札金額  
39,019,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和 6 年 5 月 10日

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 7 月 5 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
業務基盤等サーバの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和 7 年 2 月 28 日
- (4) 納入場所  
鹿児島県警察本部情報管理課
- (5) 借入期間  
令和 7 年 3 月 1 日から令和12年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等・役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年7月5日から同年8月9日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和6年9月17日午後5時15分

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年9月18日午前10時  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ㄱ) 交付場所 (3)に同じ。

(ㄴ) 交付期限 令和6年7月26日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(ㄴ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、

当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Base server for business use:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 17 September 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

### 選挙管理委員会告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和6年6月21日鹿児島県選挙管理委員会告示第25号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和6年7月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,254
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	264,086
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 149,278
	鹿屋市・垂水市区 30,771
	枕崎市区 5,477
	阿久根市・出水郡区 7,970
	出水市区 14,206
	指宿市区 10,680
	西之表市・熊毛郡区 10,880
	薩摩川内市区 25,349
	日置市区 12,939
	曾於市区 9,338
	霧島市・始良郡区 36,503
	いちき串木野市区 7,411
	南さつま市区 8,961
	志布志市・曾於郡区 11,350
	奄美市区 13,076
	南九州市区 9,067
	伊佐市区 6,654
始良市区 21,358	
薩摩郡区 5,394	
肝属郡区 9,357	
大島郡区 15,605	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	264,086
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1	

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数